

平成 11 年 7 月 30 日制定

平成 12 年 4 月 10 日改定

平成 14 年 7 月 15 日改定

平成 20 年 2 月 26 日改定

ケナフ等植物資源利用による地球環境保全協議会
(ケ ナ フ 協 議 会)

K E N A F (J K A) マーク認定規定

< 目 的 >

第 1 条 ケナフ等植物資源利用による地球環境保全協議会 (略称:ケナフ協議会) (英語名:Japan Kenaf Association) は、ケナフ協議会第 2 条の目的を達成するために、K E N A F (J K A) マークを制定し、これを使用するに当たり、認定規定を設けてその管理を行う。

< マークの表示およびマークの意義 >

第 2 条 商標登録を行ったケナフ (K E N A F) マークは次の通りである。このマークは地球とケナフ (K E N A F) の芽を表わし、ケナフ協議会が地球環境保全に役立つケナフ関連事項および製品に適合するマークとして使用を認定する。



< 認定対象事項および製品 >

第 3 条 認定対象事項および製品は次の要件に該当し、地球環境保全に有効なものとする。

- (1) 総重量比が原料配合時でケナフ繊維が 5 % 以上入った紙は「ケナフ入り紙」、ケナフ繊維が 5 1 % 以上入った紙は「ケナフ紙」、ケナフ繊維が 1 0 0 % の紙は「ケナフ 1 0 0 % 紙」とし、その原紙、およびその原紙を使用して製造した紙製品及び紙加工品を認定対象とする。なお、認定対象には「ケナフ入り紙」、「ケナフ紙」、または「ケナフ 1 0 0 % 紙」の文言を表示することとする。
- (2) ケナフを他の素材に対して総重量比 10% 以上配合した紙以外の加工品。
- (3) ケナフの組成・成分を利用して製造したその他の製品 (例えば、繊維製品、染色

製品、食料品など)。

(4) 認定は原則として1品種について1件とする。

(5) 認定は国内製品および国外製品の何れも対象とする。ケナフパルプおよびケナフ原料を使用した製品については緑色表示またはその他の色表示とする。

(6) ケナフ協議会および関連団体が行う事業に対して実施する公告活動に相当する事項。この際の色表示は任意とする。

< 認定申込み >

第4条 認定申込みについては次の各項に則り申請するものとする。

(1) マークの認定を受けるものは、ケナフ協議会の企業・団体会員に限る。

(2) マークの認定を希望する場合には、ケナフ協議会事務局宛に必要な書類およびサンプルを提出して認定申込みを行う。

< 認定審査委員会 >

第5条 認定対象品の審査のために認定審査委員会を設置する。

(1) 認定審査委員会の委員は会長が委嘱する。

(2) 鎮定の審査は申請書個別に書類・認定対象の現物について精査する。

(3) 審査結果は会長に文書をもって報告する。

< 知的所有権 >

第6条 商標登録を行ったケナフ(KENAF)マークの知的所有権は、ケナフ協議会が保有する。商標登録番号は、『商標登録 第4516891号(平成13年10月26日)』である。

< 認定使用料 >

第7条 認定使用料は次の通りとする。認定使用料の有効期限は認定決定日からその年の3月31日までとし、年度毎に審査の上更新する。ただし、ケナフ協議会および関連団体が行う事業に対して実施する公告活動に使用する場合、および営利を目的としないで使用する場合には、審査委員会の審査を経て、除外の決定をすることが出来る。

[認定使用料]	年間販売目標額	1千万円未満	1件	30,000円
	年間販売目標額	1億円未満	1件	50,000円
	年間販売目標額	1億円以上	1件	100,000円

< 実態調査および不正使用対策 >

第8条 認定審査委員会はケナフ(KENAF)マークの使用状況の実態調査を適宜実施する。また、マークが不正に使用された場合には法的な対抗措置を執ることとする。

以上